



熊本県公報

目 次

告示				
定数漁業の許可申請期間	(漁政課)	一		
租税特別措置法施行令に基づく土地の特定住宅地造成事業認定に係る事務処理要綱の廃止	(土地資源対策課)	一		
租税特別措置法施行令に基づく土地の特定住宅建設事業認定に係る事務処理要綱の廃止		二		
登載依頼		二		
熊本近代文学館協議会の開催	(熊本近代文学館協議会)	二		
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会事務局)	二		
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則		三		
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則		三		
熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則		四		
熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則		四		
熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則		四		
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則		五		

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則
 (人事委員会事務局) 六

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則
 () 七

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 () 八

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
 () 八

熊本県職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関する規則
 () 九

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則
 () 一〇

告 示

熊本県告示第百六十号

熊本県漁業調整規則(昭和四十年熊本県規則第十八号の二)第八条第三項及び第二十一条第三項の規定に基づき、許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。
 平成十四年三月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域	漁業名称	漁業種類	操業区域
固定式刺し網漁業	くちぞこ刺し網漁業		不知火海

二 申請期間
 平成十四年三月四日から平成十四年三月十一日まで

熊本県告示第百六十一号

昭和六十一年十二月二十日熊本県告示第九百四十三号(租税特別措置法施行令に基づく土地の特定住宅地造成事業認定に係る事務処理要綱)は、廃止する。

平成十四年三月四日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第百六十二号

昭和六十一年十二月二十日熊本県告示第百四十四号（租税特別措置法施行令に基づく土地の特定住宅建設事業認定に係る事務処理要綱）は、廃止する。

平成十四年三月四日

熊本県知事 潮谷 義子

登 載 依 頼

熊本近代文学館協議会公告第一号

熊本近代文学館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成十四年三月四日

熊本近代文学館協議会

一 開催日時

平成十四年三月十五日（金）

午後二時から午後四時まで

二 開催場所

熊本市出水二丁目五一

熊本県立図書館三階大研修室

三 議題

1 平成十三年度事業報告について

2 平成十四年度特別展計画について

3 熊本近代文学館展示作家の見直し（追加）について

四 傍聴人の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の座

長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市出水二丁目五番一号

熊本近代文学館協議会事務局（熊本県立図書館総務課企画広報係）

（電話〇九六一三八四一五〇〇）

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第八号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則、昭和二十六年熊本県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号中、「以下、派遣条例」という。）、第二条第一項の規定により派遣され」を「以下、外国派遣条例」という。）、第二条第一項若しくは公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号。以下、「公益法人等派遣条例」という。）、第二条第一項の規定により派遣され、」に改める。

第六条第二項中、「派遣条例第二条第一項の規定により派遣され」を「外国派遣条例第二条第一項若しくは公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 職員が月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（次の各号に掲げる場合を除く。）は、管理職手当は支給することができない。

一 一般職員給与条例第十五条の十第一項又は県立学校給与条例第二十一条第一項の規定に該当する場合

二 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。次号において同じ。）による負傷若しくは疾病により、病気休暇（勤務時間条例第十三条第一号又は第二号の休暇をいう。）を与えられた場合

三 外国派遣条例第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務に係る通勤による負傷若しくは疾病により、病気休暇（勤務時間条例第十三条第一号の休暇をいう。次号において同じ。）を与えられた場合

四 公益法人等派遣条例第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下この号において「公益法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人（公益法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。）における業務に係る通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三

項に規定する通勤をいう。()による負傷若しくは疾病により、病気休暇を与えられた場合

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第九号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号を次のように改める。

三 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十

号)第十条第二項に規定する退職派遣者

第十四条第二項中「以下「派遣条例」という。」に定める派遣職員(以下「派遣職員」という)を、以下「外国派遣条例」という。()第三条第一項に規定する派遣職員(以下

「外国派遣職員」という。)又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第五十三号。以下「公益法人等派遣条例」という。()第三条第一号に

規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という)に改める。

第二十一条第二項第五号中「派遣職員」を「外国派遣職員及び公益法人等派遣職員」に

改め、同項第六号を次のように改める。

六 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員

第二十四条の二第一項中「派遣条例第二条第一項」を「外国派遣条例第二条第一項若しくは公益法人等派遣条例第二条第一項」に改める。

第二十四条の三中「派遣職員」を「外国派遣職員又は公益法人等派遣職員」に改める。

別表第十を次のように改める。

別表第十 休職期間等調整換算表(第二十四条の二関係)

休 職 等 の 期 間

換 算 率

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十八条第二項第一号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。))による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)(又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休職の期間	三分の三以下
外国派遣職員又は公益法人等派遣職員の派遣の期間	
大学院修学休業の期間	
専従許可の有効期間	三分の二以下
勤務時間条例第十五条に規定する介護休暇の期間	二分の一以下
法第二十八条第二項第一号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。)(又は公務外の負傷若しくは疾病による休職(通勤による災害に係るものを除く。))の期間	三分の一以下 (結核性疾患にあつては、二分の一以下)
法第二十八条第二項第二号の規定による休職の期間 (無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	三分の三以下

備考

1 この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受けるに至つた日以後の休職等の期間に限るものとする。

2 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員に関するこの表の適用については、派遣先の業務(公益法人等派遣職員の当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十号

熊本県職員初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年熊本県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「派遣条例」を「外国派遣条例」に、「規定により派遣された」を「規定若しくは公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）第二条第一項の規定により派遣された」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十一号

熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の住居手当に関する規則（昭和四十九年熊本県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「若しくは地方公務員共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四条に掲げる法人」を「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四条に掲げる法人、公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第二条第三項第一号に規定する派遣先団体」に改める。

第四条の三中「当該適用」を「当該適用、公益法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十二号

熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年熊本県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「在勤することとなつたこと」の下に「又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したことに伴い、当該復帰の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたこと」を加え、「当該適用前」を「当該適用又は当該復帰前」に、「住宅」を「住居を含む。」又は当該復帰の直前の住居（当該復帰の日以後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居）に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十三号

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年熊本県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「職員となり、これ」を「職員となつたこと又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと（以下「復帰」という。）」に、「当該適用」を「当該適用又は復帰」に改め、同項第七号中「国家公務員等であつた者又は」を「国家公務員等であつた者若しくは」に、「引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は復帰」に、「適用」を「適用又は復帰」に改め、「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者に限る。」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十四号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年熊本県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 一般職員給与条例第十一条の三第二項及び県立学校給与条例第十四条の三第二項の一般職員給与条例第十一条の三第一項及び県立学校給与条例第十四条の三第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第五十三号。(以下「公益法人等派遣条例」という。))第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰し、特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した者

二 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日(以下「指定日」という。)(前三年以内に給与に関する他の条例の規定の適用を受けていた者若しくは国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰し、当該公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

第五条第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「日」の下に「又は復帰した日」を加え、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に改め、「受けることとなつた日」の下に「又は復帰した日」を加える。

別表(第一条、第二条、第三条関係)

組織	所在地	公署	級別
知事の事務部	阿蘇郡阿蘇町	農業大学校阿蘇校舎	三級地
局	阿蘇郡阿蘇町	農業研究センター畜産研究所草地畜産研究所	
	球磨郡五木村	球磨地域振興局川辺川ダム生活再建相談所	
	球磨郡五木村	人吉保健所五木駐在	二級地

警察	駐在所	級別
阿蘇郡高森町	野尻駐在所	三級地
阿蘇郡阿蘇町	阿蘇山上警備派出所	
阿蘇郡小国町	北里駐在所	二級地
阿蘇郡小国町	杖立駐在所	
阿蘇郡南小国町	満願寺駐在所	
阿蘇郡南小国町	黒川駐在所	
阿蘇郡産山村	産山駐在所	
阿蘇郡波野村	波野駐在所	
阿蘇郡高森町	草部駐在所	
阿蘇郡蘇陽町	二瀬本駐在所	
阿蘇郡蘇陽町	馬見原駐在所	
上益城郡矢部町	下名連石駐在所	
八代郡泉村	泉駐在所	
葦北郡芦北町	吉尾駐在所	
球磨郡五木村	頭地駐在所	
本渡市宮地岳町	宮地岳駐在所	
天草郡御所浦町	御所浦駐在所	
天草郡天草町	下田駐在所	
天草郡天草町	高浜駐在所	
天草郡天草町	大江駐在所	
天草郡河浦町	宮野河内駐在所	
牛深市深海町	深海駐在所	
菊池市大字重味	水源駐在所	一級地
阿蘇郡南小国町	赤馬場駐在所	
上益城郡清和村	清和駐在所	
葦北郡芦北町	天月駐在所	
球磨郡水上村	水上駐在所	
天草郡松島町	教良木駐在所	
天草郡龍ヶ岳町	竜ヶ岳駐在所	
天草郡姫戸町	姫戸駐在所	
天草郡苓北町	都呂々駐在所	
天草郡河浦町	崎津駐在所	

教育庁	菊池市大字原	菊池少年自然の家	二級地
県立学 校	八代郡泉村 球磨郡五木村	八代農業高等学校泉分校 人吉高等学校五木分校	二級地
	天草郡天草町	天草高等学校天草西校	一級地

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日において特勤勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後の熊本県職員の特勤勤務手当等に関する規則第二条の規定に基づく施行日以後の特勤勤務手当の月額(以下「新当の月額」という。)(が施行日の前日における特勤勤務手当の月額(以下「旧当の月額」という。)(に達しないこととなるもの(同条の規定に基づく特勤勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。)(については、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、同条の規定にかかわらず、新当の月額が当該職員に係る旧当の月額に達するまでの間(同条の規定に基づく特勤勤務手当の支給を受けない者については、施行日以後)、旧当の月額に相当する額の特勤勤務手当を支給する。

3 施行日の前日において特勤公署(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年熊本県条例第二号。以下「一般職員給与条例」という。)(第十一条の二第一項に規定する特勤公署及び熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第十九号。以下「県立学校給与条例」という。)(第十四条の二第一項に規定する特勤学校をいう。以下同じ。)(とされていた公署のうち、施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位となる特勤公署又は施行日において準特勤公署(一般職員給与条例第十一条の三第一項に規定する準特勤学校をいう。以下同じ。)(となるものは、施行日の前日当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特勤勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日の前日における特勤公署とみなす。

4 施行日の前日において特勤等公署(一般職員給与条例第十一条の二第一項に規定する特勤公署及び県立学校給与条例第十四条の二第一項に規定する特勤学校又は一般職員給与条例第十一条の三第一項に規定する準特勤公署及び県立学校給与条例第十四条の三第一項に規定する準特勤学校をいう。以下同じ。)(とされていた公署のうち、施行日において特勤等公署として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特勤勤務手当

に準ずる手当の支給については、施行日の前日における特勤等公署とみなす。

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会第十五号
熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

規則

熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和三十八年熊本県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「休職されている」を「休職にされている」に、同条第八号中「に定める派遣職員(以下「派遣職員」という。)(を「第三条第一項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)(及び公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第五十三号。以下「公益法人等派遣条例」という。)(第三条第一号に規定する派遣職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)(に改める。
第二条第三号に次のように加える。

ホ 退職派遣者(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者をいう。以下同じ。)(人事委員会の定める者に限る。)
第四条の二を次のように改める。
(特定幹部職員としない職員)
第四条の二 一般職員給与条例第十五条の五第二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 休職にされている職員のうち一般職員給与条例第十五条の十第一項に該当する職員以外の職員
- 二 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員
- 三 熊本県職員の管理職手当に関する規則(昭和三十二年熊本県人事委員会規則第十一号)の規定による管理職手当の支給割合が百分の二十五、百分の二十三、百分の二十又は百分の十八と定められている職にある職員(人事委員会の定める職員を除く。)(のうち次に掲げる職員以外の職員
- イ 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級、十級及び十一級の職員

口 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が九級及び十級の職員

ハ 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員

ニ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の職員

ホ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級の職員

第四条の四中「熊本県職員」を「第四条の二第一号及び第二号に規定する職員以外の職員で熊本県職員」に、「第四条の二各号」を「第四条の二第三号イからホまで」に改め、「(休職にされている職員のうち一般職員給与条例第十五条の十第一項に該当する職員以外の職員及び派遣職員を除く。)」を削る。

第五条第二項第二号中「規定により育児休業」の下に、「(公益法人等派遣職員にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第五条の規定による育児休業をいう。第十一条第二項第二号において同じ。)」を加える。

第六条第一項第二号に次のように加える。

ホ 退職派遣者(人事委員会の定める者に限る。)

第六条の二第二項中「前条第一項第二号イからニ」を「前条第一項第二号イからホ」に改める。

第七条第三号を次のように改める。

三 外国派遣職員及び公益法人等派遣職員

第十一条第二項第五号中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。)」による負傷者若しくは」を「次に掲げる負傷又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。ロにおいて同じ。)
による負傷若しくは疾病

ロ 外国派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

ハ 公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。)(若しくは退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。)(における業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)(による負傷若しくは疾病

第十一条第二項第八号中「公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは」を「第五号イから八までに掲げる負傷又は」に改める。

第十三条の八を次のように改める。

(期末特別手当基礎額に係る加算を受けない職員)

第十三条の八 大学教育職員給与条例第十八条の二第四項の人事委員会規則で定める職員は、休職にされている職員のうち公務傷病等による休職者以外の職員とする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中島 伸之

熊本県人事委員会規則第十六号

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則(昭和三十八年熊本県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。)」を「若しくは地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例(昭和六十三年熊本県条例第六号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法第二条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)(又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例(平成十三年熊本県条例第五十三号)以下「公益法人等派遣条例」という。)(第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。)(若しくは公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)以下「公益法人等派遣法」という。)(第十条第二項に規定する退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。)(における業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第十七号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年熊本県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一項を加える。

6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和六十三年熊本県条例第六号）（第三条第一項に規定する派遣職員（以下「外国派遣職員」という。））又は公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）（第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。））であつた者であつて引き続き職務に復帰したものの年次有給休暇の日数については、地方公営企業労働関係法適用職員等であつた者であつて引き続き職員となつたものの例による。

第十二条の二の見出しを「（病気休暇）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員であつた者であつて引き続き職務に復帰したものの病気休暇の期間が当該復帰日前の病気休暇に相当する休暇の期間に引き続き場合にあつては、当該復帰日前の病気休暇に相当する休暇の期間を当該復帰日以後の病気休暇の期間に通算するものとする。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

第十二条の三 勤務時間条例第十三条の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる業務を公務とみなす。

- 一 地方公営企業労働関係法適用職員等であつた者であつて引き続き職員となつたもの
地方公営企業労働関係法適用職員等として従事していた業務
- 二 外国派遣職員又は公益法人等派遣職員であつた者であつて引き続き職務に復帰した
もの
外国派遣職員又は公益法人等派遣職員として従事していた業務

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第十八号

熊本県職員等の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成十一年熊本県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（勤務した期間に相当する期間）

第二条 育児休業条例第五条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

イ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（第二条の規定により育児休業（公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号）以下「公益法人等派遣条例」という。）（第三条第一号に規定する派遣職員（以下「公益法人等派遣職員」という。））にあつては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）以下「育児介護休業法」という。）（第五条の規定による育児休業をいう。）（を）していた期間及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第二十条の三第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間）

ロ 熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則（昭和三十八年熊本県人事委員会規則第二十四号）以下「期末勤勉手当規則」という。（第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間）

ハ 休職にされていた期間（期末勤勉手当規則第五条第三項に掲げる期間を除く。第三項第三号において同じ。）

ニ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益法人等派遣法」という。（第十条第一項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。））であつた期間（育児介護休業法第五条の規定による育児休業の期間を除く。）

2 育児休業条例第五条の二第二項の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 次に掲げる負傷又は疾病により勤務しなかつた期間

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（第二条第一項及び第三項に規定する通勤をいう。））において同じ。（による負傷若しくは疾病）

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和六

十三年熊本県条例第六号)第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病

八 公益法人等派遣職員の派遣先団体(公益法人等派遣条例第二条第三項第一号に規定する派遣先団体をいう。次号において同じ。)若しくは退職派遣者の特定法人(公益法人等派遣法第十条第一項に規定する特定法人をいう。次号において同じ。)における業務上の負傷若しくは疾病又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項に規定する通勤による負傷若しくは疾病

二 公益法人等派遣職員又は退職派遣者であつた期間のうち派遣先団体又は特定法人において勤務した期間

3 育児休業条例第五条の二第三項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 地方公務員の育児休業等に関する法律第二条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法第二十条の三第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

二 期末勤手当規則第一条第三号から第六号までに掲げる職員として在職した期間

三 休職にされていた期間

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第十九号

熊本県職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例平成十三年熊本県条例第六十四号。以下、「一般職員給与条例改正条例」という。)(附則第四項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年熊本県条例第六十五号。以下、「大学教育職員給与条例改正条例」という。)(附則第四項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年熊本県条例第六十六号。以下、「県立学校給与条例改正条例」という。)(附則第四項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十三年熊本県条例第六十七号。以下、「市町村立学校給与条例改正条例」という。)(附則第四項の規定に基づき、職員の昇給停止年齢の改定に伴う経過措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一 一般職員給与条例改正条例附則第四項前段等の規定による昇給)

第二条 一般職員給与条例改正条例附則第四項前段、大学教育職員給与条例改正条例附則第四項前段、県立学校給与条例改正条例附則第四項前段及び市町村立学校給与条例改正条例附則第四項前段の人事委員会規則で定めるものは、平成十四年四月一日(以下、「基準日」という。)(において四十八歳を超え、五十五歳を超えていない職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員(以下、「特例職員」という。)(にあつては、基準日において五十歳を超え、五十七歳を超えていない職員)とする。

第三条 前条の職員のうち、基準日において五十三歳を超えているもの(特例職員にあつては、五十五歳を超えているもの)については、五十五歳(特例職員にあつては、五十七歳)に達した日後における最初の四月一日(以下、「昇給停止基準日」という。)(以後も、なお従前の例により熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和二十六年熊本県条例第二号)第五条第五項、熊本県立大学教育職員の給与に関する条例(昭和二十八年熊本県条例第七十四号)第六条第五項、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第十九号)第六条第五項、熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年熊本県条例第二十号)第六条第五項及び熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年熊本県人事委員会規則第六号)第二十二條の規定による昇給をさせることができ、基準日において五十一歳を超え、五十三歳を超えていないもの(特例職員にあつては、五十三歳を超え、五十五歳を超えていないもの)については、昇給停止基準日以後二年間に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができ、基準日において四十八歳を超え、五十一歳を超えていないもの(特例職員にあつては、五十歳を超え、五十三歳を超えていないもの)については、昇給停止基準日以後一年間に限り、なお従前の例により当該昇給をさせることができる。ただし、基準日において五十三歳を超えていない職員(特例職員にあつては、五十五歳を超えていない職員)のうち、昇給停止基準日の翌日からこの条の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあつた職員で当該異動後の給料月額を決定する際の計算の過程においてこの条の規定による昇給をしたこととされたものその他人事委員会の定める職員については、この条の規定による昇給をさせることができない。

(一 一般職員給与条例改正条例附則第四項後段等の規定による昇給)

第四条 一般職員給与条例改正条例附則第四項後段、大学教育職員給与条例改正条例附則第四項後段、県立学校給与条例改正条例附則第四項後段及び市町村立学校給与条例改正条例附則第四項後段の人事委員会規則で定めるものは、職員から引き続き人事交流等により給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員

会の定めるこれらに準ずる者（以下「国家公務員等」という。）となり、引き続き国家公務員等として勤務した後基準日以後に引き続いて職員となり、引き続き職員として在職している者（基準日前において職員として在職していたことがある者で、基準日前の直近の職員として在職していた日から当該引き続いて職員となつた日（以下「復帰日」という。）までの間において、人事交流等により国家公務員等として勤務した期間を除き、職員として在職していなかつた期間がないものに限る。）のうち、基準日において四十八歳を超え、五十八歳を超えていないもの（特例職員にあつては、基準日において五十歳を超え、六十歳を超えていないもの）とする。

第五条 前条の職員の昇給停止基準日以後における昇給については、第三条本文の規定を準用する。ただし、基準日において五十三歳を超えていない職員（特例職員にあつては、五十五歳を超えていない職員）のうち、復帰日が昇給停止基準日以後である職員で当該復帰日における給料月額を決定する際の計算の過程において第三条又はこの条の規定による昇給をしたこととされたもの、昇給停止基準日の翌日からこの条の規定による昇給をさせようとする日までの間においてその属する職務の級又はその受ける給料月額に異動のあつた職員で当該異動後の給料月額を決定する際の計算の過程において第三条又はこの条の規定による昇給をしたこととされたものその他人事委員会の定める職員については、この条の規定による昇給をさせることができない。

（雑則）

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則をここに公布する。

平成十四年三月四日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第二十号

公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成十三年熊本県条例第五十三号。以下「条例」という。）第一条第一項及び第二項第三号、第九条、第十条、第十一条第三号並びに第十九条の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣先団体）

第二条 条例第二条第一項に規定する人事委員会規則で定める団体は、別表第一に掲げる団体とする。

（職員派遣の対象とならない職員の特例）

第三条 条例第二条第二項第三号の人事委員会規則で定める職員は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条第一項の規定により熊本県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。

（派遣職員に係る報告）

第四条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の五月一日以後の一年間において条例第二条第一項の規定により派遣した職員の派遣先団体の名称、派遣期間及び派遣先団体における処遇の状況等並びに条例第二条第一項の規定により派遣された職員であつて当該期間内に職務に復帰したものの復帰後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

（特定法人）

第五条 条例第十条に規定する人事委員会規則で定める特定法人は、別表第二に掲げる法人とする。

（準用）

第六条 第三条の規定は、条例第十一条第三号の人事委員会規則で定める職員について準用する。

（退職派遣者に係る報告）

第七条 任命権者は、毎年五月末日までに、前年の五月一日以後の一年間において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により退職し、引き続き特定法人に在職する者の当該在職する特定法人の名称、特定法人の業務に従事すべき期間及び処遇の状況等並びに当該期間内に同項の規定により職員として採用された者の採用後の処遇の状況等を人事委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条から第七条までの規定は、同年三月三十一日から施行する。

別表第一(第二条関係)		区 分	団 体 の 名 称
条例第一条第一項第一号に該当する団体			財団法人熊本開発研究センター 財団法人熊本起業化支援センター 財団法人熊本下水道公社 財団法人熊本建設技術センター 財団法人熊本建築住宅センター 財団法人熊本雇用環境整備協会 財団法人熊本県スポーツ振興事業団 財団法人熊本県伝統工芸館 財団法人熊本県農地管理公社 財団法人熊本県立劇場 財団法人熊本県林業従事者育成基金 財団法人熊本さわやか長寿財団 財団法人くまもとテクノ産業財団 財団法人くまもと緑の財団 財団法人グリーンメッセ熊本 財団法人グリーンピア南阿蘇 社団法人熊本県畜産開発公社 社団法人熊本県物産振興協会 社団法人熊本県林業公社
条例第二条第一項第二号に該当する団体			熊本県住宅供給公社 熊本県道路公社 熊本県土地開発公社 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団 日本下水道事業団 財団法人熊本県体育協会 社団法人熊本県観光連盟
別表第一(第五条関係)			
条例第十条第一号に該当する特 定法人			天草エアライン株式会社

平成十四年三月四日
發行所 熊本
印刷 熊本

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二



古紙配合率100%